

市民の意向に配慮した埼玉県農業大学校跡地 活用の実現を求める決議

急速に高齢化が進むことが予測される本市においては、若い人たちの定住と人々の交流を展望した地域の魅力を創出するため、水土里（みどり）の交流圏の構築をリーディングプロジェクトとして推進している。その中核となるのが、埼玉県農業大学校跡地とその周辺の自然景観の活用である。

埼玉県農業大学校跡地への企業誘致は、雇用の創出や地域の活性化など、本市の将来に大きな期待と発展をもたらすものである。また、同跡地及びその周辺の緑地や水源を有する水辺等の自然環境は、本市の貴重な宝である。

よって、本市議会は、農業大学校用地の歴史的経緯と地域住民等の市民の意向を十分に踏まえ、自然環境の保全と調和のとれた企業誘致による埼玉県農業大学校跡地活用の実現を強く求める。

以上、決議する。

決議

埼玉県農業大学校跡地の活用は、長年の課題であったが、航空産業の進出の意向が新聞報道されるなど、状況が大きく変化しています。

同跡地の活用は、本市の発展に大きく寄与するものであり、埼玉県及び本市において、地域住民等の市民の意向を踏まえ、自然環境に配慮した企業誘致による整備が実現できるよう、全会一致で次の決議をしました。

農業大学校跡地等整備 の調査に関する特別委 員会を設置しました

埼玉県農業大学校跡地の活用及び運動公園、都市計画道路等の同跡地周辺の整備に係る方向性、課題等の調査をするため、委員9人で構成する「農業大学校跡地等整備の調査に関する特別委員会」を設置しました。

6月16日の特別委員会で、農業大学校跡地活用等に係る経過及び同跡地周辺における主な取組について審査しました。今後も、必要に応じて調査を行います。

特別委員名簿

- ◎ 五伝木 隆 幸
 - 小 川 茂 彦
 - 松 尾 孝 彦
 - 太 田 忠 芳
 - 長 谷 川 清
 - 出雲 敏 太郎
 - 内 野 嘉 広
 - 近 藤 英 基
 - 金 泉 婦 貴子
- ◎…委員長 ○…副委員長

次回定例会のお知らせ

次回の平成28年第3回定例会は、8月29日(月)に開会の予定です。

議会の日程は、開会日の5～2日前に決定し、市のホームページでご案内しています。

次期介護保険制度改革における福祉用具及び 住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015（いわゆる「骨太の方針」）において、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具及び住宅改修のサービスは、高齢者の日常生活の自立を助け、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することにより、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に、軽度者に対する福祉用具及び住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等の弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具及び住宅改修の利用が抑制されて重度化が進み、介護保険制度の目的である高齢者の自立した日常生活を阻害し、結果として介護保険給付の適正化に反して給付費が増大するおそれがある。

このため、次期介護保険制度改革における福祉用具及び住宅改修の見直しにおいては、要介護状態等の悪化を防ぎ、居宅における自立生活を支援するといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支えるという観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書

平成27年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）による次期介護保険制度改革に向けた軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しにおいては、要介護状態等の悪化を防ぎ、居宅における自立生活を支援するといった介護保険の理念に沿った検討が必要であることから、次の意見書を関係機関へ提出しました。